

課税品目・非課税品目、税率について

表 4-1 税率、課税・非課税の総括表

		物品の販売		物品の輸出	サービスの提供
		輸入品	国内製造品		
非課税品目		下表 4-1-1 の 43 品目		下記以外すべて非課税	下表 4-1-2 の 33 品目
課税品目		上記以外すべて課税	上記以外すべて課税	下表 4-1-3 の 1 品目	上記以外すべて課税
税率	標準税率	5%	5%	—	5%
	特別税率	下表 4-1-4 の 14 品目 (輸入または製造販売の場合のみ)		下表 4-1-3 の 1 品目	—
	軽減税率	—	—	—	—

表 4-1-1 非課税品目 (物品販売)

Sr. No.	品目
食料品	
1.	稲、米、砕米、ふすま、もみ殻、粃殻、小麦種子、小麦ふすま、小麦殻、種なしトウモロコシ、さまざまな種類のトウモロコシおよびトウモロコシ粉末
2.	さまざまな種類のエンドウ豆、スプリット、粉末エンドウ豆、エンドウ豆のふすまとエンドウ豆の殻、殻付きおよび殻なし落花生、ゴマ、花のゴマ、落花生の残留油粕、ゴマ、綿実、米ぬかなどの挽いた食事
3.	にんにく、玉ねぎ、じゃがいも、葉、果物、種子、皮質、カレー、唐辛子、チリパウダー、ターメリック、ターメリックパウダー、生姜、熟したタマリンドフルーツなどのスパイス、さまざまな種類の塩
4.	様々な新鮮な果物、野菜
5.	漬け茶葉、乾燥茶葉、甘い茶葉、改良して包装されたさまざまな種類の乾燥茶葉
6.	新鮮な魚、新鮮なエビ、新鮮な肉および鶏卵や鴨卵などのさまざまな種類の卵
7.	ピーナッツオイル、ごま油
8.	サトウキビ、砂糖、パームシュガー、ブラウンスラブシュガー、牛乳およびさまざまな種類の乳製品、加糖練乳、無糖練乳、さまざまな種類の粉乳、ヨーグルト、豆乳
9.	クリーマー
10.	各種魚醬、干物、さまざまな種類の乾燥海老、漬魚、漬海老、海老殻の乾燥粉、魚粉、さまざまな種類の魚ペースト
農業および畜産品	
11.	桑の葉、繭
12.	生きている動物、魚、エビ、陸生動物、水生動物、水中と陸上の両方に生息する動

	物、それらの卵、胚、動物の改良、遺伝子、水生植物と遺伝子、植物の品種と苔癬とクロモ
13.	植物の成長と開花に使用されるさまざまな種類の肥料、農業、真菌類、細菌、線虫に使用される殺虫剤および除草剤、畜産に使用されるさまざまな種類の防蚊剤、防蚊スプレー、農業（家庭で使用される防蚊剤、スプレーおよびねずみ殺しは含まない）に使用される病気を防ぐための駆除剤および予防薬、動物、魚、エビのための薬、獣医予防薬（農業・畜産・灌漑省の認可を受けた薬や予防薬および畜産繁殖・獣医局により推薦状が発行された薬、動物、魚、エビの飼料（ペット用飼料を除く）の原材料と完成品を含む）
14.	パーム油、ヒマワリの種、綿の種、カボチャの種、スイカの種、カシューの種、ピンロウの実、ピンロウの皮、純粋な種の収穫、苗木
15.	原綿、さまざまな種類の綿、カルダモン、タナカ、農園芸製品、他に指定されていないココナッツオイル（パーム油ではない）
16.	ココヤシ皮の繊維
17.	薪、竹、完成品と未完成のサトウキビ、薪の代替燃料スティック。
学校及びオフィス用品	
18.	ラック、さまざまな種類の切手（収入印紙を含む）
19.	国旗
20.	石板、石筆、チョーク、製造される鉛筆のための黒鉛
21.	さまざまな種類の教科書、基礎学校、大学、カレッジで使用されるさまざまな種類の教育書および技術書、さまざまな種類の運動と描画の本、知識と美学の本、雑誌、定期刊行物、さまざまな種類の新聞、当該種類の本を発行するための紙（40 Gsm から 80Gsm の間）、さまざまな種類の鉛筆、定規、消しゴム、鉛筆削り器
健康関連商品	
22.	ハーブ
23.	家庭用の各種蚊よけ剤
24.	ハチミツと蜜蝋
25.	医療サービス部門が検討する X 線フィルムプレートおよび X 線用品と医薬品装置および機器、綿、包帯、ガーゼ、縫合剤用品、サージカルマスク、スクラブキャップ、サージカルグローブ、インフルエンザ予防用のフェイスマスク、家庭用医薬品、人間が使用する医薬品、その他のさまざまな伝統的薬（法律や規則によって制限されている種類の医薬品を除き、FDA が承認した医薬品のみ）
26.	コンドーム
宗教的および社会のために使用される商品	
27.	さまざまな種類の数珠（貴石で作られた数珠は含まれない）、宗教的な服
28.	消防車、救助車、リハーサル
輸送関連商品	
29.	電力エネルギー省により、外国の大使館、国連機関、および外国の外交官に販売さ

	れた燃料
30.	国内および国際的な方法で使用するために販売されているジェットエンジンオイル
31.	飛行機またはヘリコプターの機械、工作機械、機器、およびそれらの機材のスペア部品
工業製品	
32.	漂白物質（漂白に使用される次亜塩素酸塩用）洗剤、石鹼、生石鹼の原料
33.	ジュートおよびその他の麻、ゴム
34.	農業および畜産機器、農業および畜産機械およびスペア部品、トラクター、農業から人間または動物の努力による収穫および乾燥、機械、装置、機械およびスペア部品の努力のみ（車両法に基づく登録が必要な車両を除く）、農機具、農機具およびスペア部品、植え付けに使用するための繁殖（凍結幼虫、人工播種事業に使用する設備を含む）
35.	ソーラーパネル、ソーラー充電器コントローラー、ソーラーインバーター
36.	CMP ベースで完成品の生産に使用するために外国居住サプライヤーから提供された原材料、または完成品の包装に使用される商品の一部として直接使用される商品、販売用ではない機械、再販のためではなく CMP ベースの事業の必要性のために輸入されている機器、装置、およびそれらのスペア部品
防衛関連商品	
37.	政府機関が使用する国家防衛およびセキュリティサービス機器と追加の備品、さまざまな種類の火薬、さまざまな種類のダイナマイト、および地方の部門が使用する関連物質（最高司令官（陸軍）によって許可された輸入品）、国防省の口座に割り当てられた支出から人々に負担を強いる軍隊で使用される消耗品
宝石と抽出物	
38.	金、金の石（標準の金の棒、金の石、金貨）および翡翠、ルビー、サファイア、連邦政府が開催する地元のミャンマー宝飾品エキスポで販売されている未加工または完成した形の宝石
39.	石油のおり
一般商品	
40.	海外の乗客のためにロビーの特定の場所で販売された用品
41.	外国の大使館ならびに領事館の外交官および職員が使用する商品で、外務省の許可を得て外務省が指名した計画財務省の通知により許可された両国間の相互の権利政策を含む
42.	地元の国連組織から組織名で国内外から購入された物品

43.	地元および国際機関による寄付金、または国に寄付された支援商品
44.	国家行政評議会の許可を得て連邦政府が発行した通知により救済を受けた国に必要な商品
45.	関税手続きに従った輸入品再輸出または仮輸入で輸入された商品

表 4-1-2 非課税品目（サービス）

Sr. No.	品目
外務セクター	
1.	連邦政府の承認を得て、計画財務省による通知および外務省により通知される相互権利に従い 2 国間の相互権利ポリシーを含む外国の大使館ならびに領事館の外交官および職員が使用するサービス
2.	連合に居住する国連機関の名の下、現地で調達されるサービス
防衛セクター	
3.	国防省のセキュリティ業務に関連する印刷事業からの出版サービス
宗教および文化セクター	
4.	文化および美術のサービス
運輸通信セクター	
5.	駐車場の貸出サービス
6.	商品輸送サービス（パイプライン輸送を除く、列車、車両、船舶、飛行機、クレーンによるサービス）
7.	引越しサービス
8.	有料道路の通行料徴収サービス
9.	国際旅客航空輸送サービス
10.	公共交通サービス
11.	連邦政府によって実施される郵便サービス
教育及び情報セクター	
12.	教育サービス
13.	本、雑誌、雑誌、日刊紙、新聞出版サービス
保健セクター	
14.	ボディフィットネス以外のヘルスケアサービス
15.	伝統マッサージサービス/盲人のマッサージ師によるマッサージ
16.	動物の医療および福祉サービス
17.	公衆トイレの徴収料金サービス
企画・金融セクター	
18.	生命保険サービス
19.	マイクロファイナンスサービス
20.	資本市場サービス

21.	銀行および中央銀行の許可を得て運営されている金融サービス
22.	通関および港湾通関サービス
23.	Aung Bar Lay 宝くじサービス
社会福祉・救済および再定住セクター	
24.	ケータリングで使用される機器のレンタルサービス
25.	葬儀サービス
26.	保育サービス
産業および電力セクター	
27.	完成品システムと引き換えに原材料を提供するサービス
28.	工業化された農業サービス
29.	国家エネルギーグリッドラインに接続されていない地域に電力の流通を行っている民間小規模電力サービス
一般	
30.	許可を得るための事項を実行するために国家機関に支払われるライセンス料
31.	国家要件により、議会の承認を得て連邦政府が発行した通知により免税されるサービス
32.	国内および海外の組織から国家に提供された寄付または資金で取得したサービス
33.	大統領府、連邦政府オフィス、議会オフィス、下院議会オフィス、上院議会オフィス、連邦最高裁判所のオフィス、憲法裁判所、連邦選挙委員会、連邦法務長官府、連邦監査総局、および連邦市民サービス委員会オフィス、連邦省庁、ネピドー評議会オフィス、ミャンマー中央銀行、社会保障委員会、管区/州政府オフィス、部門間で提供されるサービス（国営企業が提供するサービスおよび国営企業が取得するサービスは含まれない）

表 4-1-3 課税対象となる輸出品目

Sr. No.	品目	税率
1.	木材および加工品	10%

表 4-1-4 輸入品および製造販売品における特別税率品目

Sr. No.	品目	税率
1.	紙巻たばこ（20本パックの販売価格が700チャットまで）	10チャット/1本
	紙巻たばこ（20本パックの販売価格が701チャットから900チャットまで）	19チャット/1本
	紙巻たばこ（20本パックの販売価格が901チャットから1,100チャットまで）	24チャット/1本
	紙巻たばこ（20本パックの販売価格が1,101チャット以上）	27チャット/1本

		本
2.	刻みたばこ	60%
3.	バージニアたばこ	60%
4.	両きり葉巻	1 チャット/1 本
5.	葉巻	80%
6.	パイプ用たばこ	80%
7.	ペテル・チューイング (ビンロウの実をキンマの葉でくるんだもの)	80%
8.	酒類 (1 リットル当たり 200 チャットから 1,200 チャット)	190 チャット/1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 1,201 チャットから 2,300 チャット)	500 チャット/1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 2,301 チャットから 3,400 チャット)	855 チャット/1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 3,401 チャットから 4,600 チャット)	1,200 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 4,601 チャットから 5,800 チャット)	1,560 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 5,801 チャットから 7,000 チャット)	1,920 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 7,001 チャットから 8,200 チャット)	2,280 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 8,201 チャットから 9,400 チャット)	2,640 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 9,401 チャットから 10,600 チャット)	3,000 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 10,601 チャットから 11,800 チャット)	3,360 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 11,801 チャットから 13,000 チャット)	3,720 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 13,001 チャットから 14,200 チャット)	4,230 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 14,201 チャットから 15,400 チャット)	4,601 チャット /1 リットル
	酒類 (1 リットル当たり 15,401 チャット以上)	価格の 60%/1 リ ットル
9.	ビール	60%
10.	ワイン(1 リットル当たり 850 チャットまで)	92 チャット/1 リットル

	ワイン(1リットル当たり 851 チャットから 1,600 チャット)	280 チャット/1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 1,601 チャットから 2,350 チャット)	465 チャット/1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 2,351 チャットから 3,100 チャット)	653 チャット/1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 3,101 チャットから 3,850 チャット)	839 チャット/1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 3,851 チャットから 4,600 チャット)	1,025 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 4,601 チャットから 6,100 チャット)	1,304 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 6,101 チャットから 7,600 チャット)	1,676 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 7,601 チャットから 9,100 チャット)	2,049 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 9,101 チャットから 11,500 チャット)	2,421 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 11,501 チャットから 13,600 チャット)	2,979 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 13,601 チャットから 16,600 チャット)	3,724 チャット /1 リットル
	ワイン(1リットル当たり 16,601 チャット以上)	価格の 50%/1 リ ットル
11.	角材、丸太、木材切削	5%
12.	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、1501 CC から 2000 CC のバン、サルーン、セダン、エステートワゴン、クーペ及び電気自動車	10%
	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、2001 CC から 4000 CC のバン、サルーン、セダン、エステートワゴン、クーペ及び電気自動車	30%
	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、4001 CC 以上のバン、サルーン、セダン、エステートワゴン、クーペ及び電気自動車	50%
13.	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
14.	天然ガス	8%